

日本共産党区議會議員
こんにちは伊藤和彦です
 自宅 足立区花畑6-20-1 電話3859-6952
 足立区役所 電話3880-5111(内線4650~4654)
 日本共産党区議団 直通3880-5770
<http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html>

学校開放まで 有料にするの?



少年サッカー、バレー、野球、子ども会、合唱……

事実上の有料化を宣言

1565団体が利用

告知がありました。わが党は、文教委員会で「有料化を図るとし、聞いていないが」

足立区は、今年の予算発表時に「各担金、使用料等については、公正・公平の観点から受益者負担の原則により、最低限度でも実費、あるいは施設のランニングコスト相当額を受益者負担する考えが必要」といい、文教委員会で「学校開放の見直し」について「受益者負担のあり方を検討する」と報告がありました。

- 学校開放を利用している団体・活動
- スポーツ活動 = バレーボール・バスケットボール・ビーチボールバレー・ソフトボール・野球・サッカー・空手・剣道・柔道・体操など
 - 文化活動 = 合唱・吹奏楽・太鼓・書道・手芸・陶芸など
 - コミュニティ活動 = 町会・子ども会など
 - 青少年育成団体 = ボーイスカウトなど



「有料化しない選択肢はあるのか」と何回も質問したのに対し、「検討委員会の結果、そのような結論になることも絶対には言えない」と思っているが、しかしながら、検討委員会のメンバーの方々には「受益者負担の適正化について理解をいただけている」と事実上有料化を宣言し、続く予算委員会でも「有料化を前提とした見直しはすべきではない」と迫りましたが、これを拒否しました。

「有料化したら10万円の負担?」
 学校開放は、学校を「コミュニティの核」と位置づけ、各学校ごとに運営委員会をつくらせて、マナー向上や課題解決も話し合い、自主管理もやっています。減免制度を設けて使用料を免除しています。もし条

地域学習センター、住区センターにつづいて学校の体育館・校庭・教室まで
 足立区では、8年前に地域学習センターを有料にし、4年前には住区センターの有料化を強行。そして学校の体育館や校庭・教室まで有料にしようといっています。
 学校開放は、1565団体が登録。PTA、少年サッカー、地域にかかわる数多くの団体が、校庭・体育館などを活用し生き生きと活動。登録するには「5名以上が当該校の中学校通学区域に在住・在勤していること」など条件があり、まさに地域の方が、愛する母校を中心に街の「コミュニティ」の核として活用している場であり、こういった長年の取り組みを通じて、学校への愛着や、学校に協力していく関係が出来上がっています。

生活相談・法律相談

お気軽にお電話をください。相談は無料。法律相談は弁護士を紹介します

日本共産党区議団 3880 5770
 伊藤和彦 自宅 3859 6952
 携帯電話 070-6642 2851

例どおり有料になれば、週1回体育館を利用するママさんバレーは1回2300円、年間で10万円前後の負担になります。
 少年サッカーや野球など、子どもたちに負担させるといっているので、どうにか?

今年度検討委員会を設置しますが、まだ決まったわけではありません。
 今年度検討委員会を設置し、区民の意見も聞くと言っています。足立区にお金がないのではありません。ため込んだお金は八六〇億円あります。
 みなさんのご意見、声をお寄せ下さい。





区役所前国道に 横断歩道設置へ

**4月工事発注
7月完成・使用開始**



区役所前に歩道橋が設置(7月より)

中央本町の足立区役所は、国道4号線を立体の歩道橋を渡らないと区役所に行けないといふことで高齢者、障害者など多くの方々が困っています。

このたび歩道橋を渡らなくても

日本共産党が くりかえし要求

区役所前歩道橋については障害者や高齢者など多数の区民から「上り下りが大変」「歩道橋を上らなくても区役所に行けるようにしてほしい」との声

で報告されました。

知らせを聞いた区民から「よかったね」「うれしい」と喜びの声が上がっています。

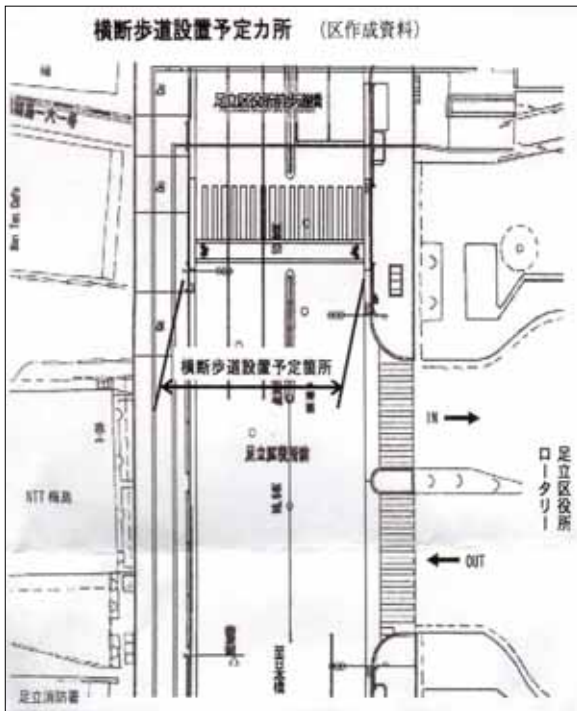
4月 工事発注(足立区)
7月 信号機設置(警視庁)
横断歩道設置(足立区)
四月十二日の区議会総務委員会で報告されました。

区役所に行ける(帰れる)ようにと、平面的横断歩道を設置することにしました。

が寄せられ、日本共産党は一〇〇七年一月に区長あてに要望書を提出。

日本共産党が、二〇〇七年二月、二〇〇七年六月の本会議で連続して質問、以後毎年予算要望で要求するなどとりあげてきました。

今回の歩道設置で3年半の切実な区民要望が実現したもので報告するものです。



日本国憲法の力を 発揮するとき パート②



先週、「憲法9条ってなあに?」「憲法25条は?」と5月16日付・NO.878号.こんにちは伊藤ニュースでお知らせしたところ、

「あらためて憲法を読む、知ることは大事」「私たちの暮らしと関係ないと思っていたがわかりやすく、など声が寄せられました。その続きです。

青年と憲法 若者が希望の持てる未来を日本の教育費は異常に高く、大学授業料は世界一。国際人権規約の学費無償化を承認していないのは日本とマダガスカルのみです。就職難や使い捨てる働かせ方など、若者が「未来に希望が持てない」状況が広がっています。青年は未来の主人公。憲法26条で保障されたお金の心

配なく学ぶ権利、勤労の保障と人間らしく働く権利(27条)を今こそ国に求めましょう。

教育を受ける権利とは?

憲法第26条【教育を受ける権利、教育の義務】すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

憲法27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

